

埼玉県私立学校 I C T 教育環境整備事業補助金交付要綱

制 定 令和元年 8 月 6 日 決裁
最終改正 令和 5 年 2 月 2 4 日 決裁

(趣旨)

第 1 条 埼玉県私立学校 I C T 教育環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 4 0 年埼玉県規則第 1 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、埼玉県が、私立学校法（昭和 2 4 年法律第 2 7 0 号）第 3 条に規定する学校法人が設置する、県内の学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「私立学校」という。）における教育用コンピュータやインターネットなどの情報通信ネットワークの活用に必要な機器等をはじめとした I C T 教育設備の整備に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することで、I C T 教育の推進を図ることを目的とする。

(補助対象事業等)

第 3 条 補助対象事業、補助対象経費、補助対象経費限度額及び補助率は別表のとおりとする。

- 2 知事は、学校法人に対し、当該学校法人の設置する私立学校が文部科学省の私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等 I C T 教育設備整備推進事業費）、私立学校情報機器整備費補助金及び私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））（以下「国庫補助金」という。）の交付を受けて別表に掲げる補助対象事業を行う場合に、これに必要な補助対象経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 3 次の各号に該当する学校法人は交付対象としないものとする。ただし、当該各号について、学校法人の設置する特定の私立学校についてのみ該当する場合は、当該私立学校以外の部分についてのみ交付することができる。
 - (1) 文部科学省の「私立大学等経常費補助金（私立高等学校等経常費補助に限る。）」又は埼玉県の「私立学校運営費補助金」において、前年度に不交付若しくは減額等の措置を受けたもの又は当該年度にこれらの措置を受けるもの。
 - (2) 前号に掲げる補助金の交付申請を行っていない学校法人であって、当該補助金の基準等に照らして不交付又は減額等の措置を受けるものに相当する事実があると認められるもの。
 - (3) 法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反しているもの。
 - (4) 借入金の償還が適正に行われていないなど財政状況が健全でないもの。
 - (5) 補助を受ける私立学校の教育条件又は学校法人等の管理・運営が適正を欠くもの。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする学校法人は、交付申請書（様式第1号）及びその他別に定める書類（以下「交付申請書等」という。）を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする学校法人は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。

ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

第5条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、交付申請書等の審査を行い、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、必要な条件を付して、速やかに補助金の交付を決定するとともに、当該学校法人に対し、交付決定通知書（様式第2号）により、その結果を通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条の通知を受けた者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げをしようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、知事にその旨を記載した書面を提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するため次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金は、補助事業に要する経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付決定の内容に定められた執行方法に反して使用しないこと。

(2) 補助事業は、補助年度の4月1日から翌年3月31日までに完了すること。

(3) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次のいずれかの一に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

ただし、ア及びイのうち、補助金額に変更をきたすことなく、かつ、次に掲げる軽微な変更をする場合は、この限りではない。

(ア) 同一品目で規格の変更

(イ) 部品又は付属品の変更

(ウ) 製造業者又は納入業者の変更

- (4) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (5) 知事が、埼玉県職員をしてこの補助事業について、帳簿、証拠書類及び物件を調査させた場合又は報告を命じた場合は、これに応じること。
- (6) 前号による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと知事が認めて、これに従って遂行すべきことを命じた場合は、これに応じること。
- (7) 前号の命令に違反し、当該補助事業の遂行について一時停止を命じられた場合は、指定する期日までに交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置をとること。
- (8) 第4条、次条又は第9条の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告すること。

2 前項に定めるもののほか、知事が特に必要と認める場合は、条件を付すことができる。

(変更承認の申請等)

第8条 補助事業者が第7条第1項第3号の規定により補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は前項の変更承認申請書に基づき、変更を承認する場合は、変更交付決定通知書（様式第4号）により、当該学校法人に対し、その結果を通知するものとする。

(実績報告の提出等)

第9条 補助事業者は補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は補助年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかについて、書面又は実地により調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第6号）により、当該補助事業者に対してその旨を通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が

明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 知事は、補助金の交付を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 第7条第1項第3号ウの補助事業の中止又は廃止の申請があったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。
- (5) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- (6) この事業の目的を達成することが困難であると認められるとき。
- (7) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(補助金の返還)

第12条 知事は、第10条の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

2 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第7による消費税等仕入控除税額確定報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第14条 第12条の規定に基づく取消しにより補助金の返還を命じたときは、補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した加算金を当該補助金に加えた金額を納付させるものとする。ただし、加算金が1000円未満であるときはこれを支払うことを要しない。

2 補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。ただし、延滞金が1000円未満の場合及びやむをえない事情により延滞金が生じた場合は、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

3 前項のやむをえない事情により延滞金を免除するためには、補助事業者は、返還を延期させないためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由など

を記載した理由書を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

- 第15条 補助金の交付を受けた補助事業者は、事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は当該事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第16条 規則第19条第2号に規定する知事が定める財産は、取得財産等のうち取得価格が1個又は1組50万円以上の財産及び効用の増加価格が50万円以上の財産とする。
- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、国庫補助金の交付要綱第16条第2号に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、又は一部を県に納付させることがある。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第17条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

- 第18条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年度から令和5年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度から令和5年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度から令和5年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度から令和5年度までの補助金に適用する。

補助対象事業	補助対象経費	補助対象経費限度額	補助率
国の私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等 I C T 教育設備整備推進事業費）又は私立学校情報機器整備費補助金に申請し採択され国庫補助金の交付を受けて行う事業のうち、国が国庫補助金の圧縮を行ったことにより補助率が 1/2 を下回った事業	国庫補助金の交付要綱に定める補助対象となる経費のうち、国庫補助の対象として認められた経費	国庫補助金の交付要綱に定める補助対象経費限度額と同額	1 / 2 以内 (※1)
国の私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））に申請し採択され国庫補助金の交付を受けて行う事業のうち、国が国庫補助金の圧縮を行ったことにより補助率が 1/3 を下回った事業	国庫補助金の交付要綱に定める補助対象となる経費のうち、国庫補助の対象として認められた経費	国庫補助金の交付要綱に定める補助対象経費限度額と同額	1 / 3 以内 (※2)

※ 1 県の補助額は、国庫補助金と県の補助金の合計額が、補助対象経費の 1 / 2 となる額を限度とする。

※ 2 県の補助額は、国庫補助金と県の補助金の合計額が、補助対象経費の 1 / 3 となる額を限度とする。